後期高齢者医療

# 被保険者証と保険料決定通知書を送付

## 被保険者証を送付

後期高齢者医療被保険者の皆さんに有効期間が令和４年７月31日までの被保険者証（橙色＝写真）を７月中に送付します。

**今年度より、限度額証更新対象者には、被保険者証とは別に新しい限度額証を普通郵便で送付します。**

## 保険料の決定方法

令和３年度保険料の決定通知書を７月中旬に送付します。保険料は被保険者個人ごとに計算します【表１】。

## 保険料の支払方法

特別徴収（年金からの天引き）の人は、引き続き２カ月ごとに年金から天引きします。普通徴収（口座振替等）の人は７月から翌年３月まで毎月保険料の支払いになります。期日内の納付にご協力をお願いします。

## 被扶養者であった人の特例

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者（国民健康保険、国民健康保険組合は除く）で、保険料を負担していなかった人は、保険料の所得割額はかからず、均等割額も資格取得後２年間は５割軽減となります。

※所得が低い世帯に属する人は被保険者均等割額の軽減が受けられます【表２】。

■保険料の算定方法　【表１】

**年間保険料（限度額64万円）**

| 均等割額 | | 所得割額 |
|---|---|---|
| （被保険者１人あたり）53,110円 | ＋ | （総所得金額等－基礎控除額〈43万円〉）×9.98% |

■均等割額の軽減割合

世帯の所得（被保険者全員と世帯主）（※１※２）に応じて、均等割額が軽減されます。【表２】

| 軽減割合 | 軽減の要件 |
|---|---|
| ７割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数〈※３〉－１）以下 |
| ５割 | 43万円＋28.5万円×被保険者の数〈※４〉＋10万円×（給与所得者等の数〈※３〉－１）以下 |
| ２割 | 43万円＋52万円×被保険者の数〈※４〉＋10万円×（給与所得者等の数〈※３〉－１）以下 |

※１年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の人については公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除されます。
※２専従者給与（控除）および譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
※３被保険者および世帯主のうち、給与または公的年金等（※１の控除後）の所得を有する者の合計人数です。
※４被保険者の数は賦課期日（原則４月１日。年度途中に資格取得した場合は資格取得日）時点の人数です。

## 窓口で支払う医療費

医療機関の窓口で支払う医療費（一部負担金）の割合を前年の所得により判定します。

住民税の課税所得が145万円未満＝**１割**、145万円以上＝**３割**

ただし、３割負担の世帯でも、次の要件に該当する場合、申請により負担割合が１割になります。

①被保険者が１人の世帯で収入金額が383万円未満
②被保険者が１人の世帯で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合の収入金額合計が520万円未満
③被保険者が２人以上の世帯で収入金額合計が520万円未満

▽**申請に必要なもの**　被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

## 医療費が高額になったとき

１カ月の医療費が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費として支給されます【表３】。該当者には、口座登録の申請書を送付します。

※差額ベッド代など、保険診療外のものは対象外です。

なお、低所得Ⅰ・Ⅱと現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「限度額適用認定証」の申請により、医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院時の食事代も減額されます。

## 一部負担金減免

災害などの特別な事情があり、一部負担金を支払いが困難な場合は、減額できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■１カ月の自己負担限度額　【表３】

| 負担割合 | 所得区分 | | 外来（個人単位）の限度額 | 外来＋入院（世帯単位）の限度額 |
|---|---|---|---|---|
| ３割負担 | 住民税課税世帯 | 現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上 | 252,600円＋１％（※２）〔140,100円〕（※３） | |
| | | 現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上 | 167,400円＋１％（※４）〔93,000円〕（※３） | |
| | | 現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上 | 80,100円＋１％（※５）〔44,400円〕（※３） | |
| １割負担 | | 一般 | 18,000円〔年間上限144,000円〕 | 57,600円〔44,400円〕（※３） |
| | 住民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 低所得Ⅰ（※１） | | 15,000円 |

※１世帯全員が住民税非課税で、かつ所得（必要経費等控除後）が０円の人。年金所得は控除額を80万円として計算
※２「＋１％」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の１％を加算
※３過去12カ月以内に、世帯で３回以上高額療養費が支給されている場合の４回目以降の限度額
※４「＋１％」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の１％を加算
※５「＋１％」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の１％を加算

問国保医療課医療係（☎983-2976）

# サイレンによる避難情報のお知らせ

防災行政無線は、市内の公共施設等に設置したスピーカーから市の緊急情報を放送する設備のことで、災害時の避難情報のお知らせなどに使用しています。

５月20日には災害対策基本法が改正され、警戒レベル４の「避難指示」の発令時において、危険な場所にいる人は必ず避難が求められるなど、避難に関する情報が大きく変わりました。

そのことから、市では「避難指示」と警戒レベル５の「緊急安全確保」の発令時には、サイレン音を約２分間流し、その後に肉声で避難を呼びかけます。

土砂災害や河川氾濫による被害のおそれがある地域に放送しますが、危険性のない地域の人にもサイレンや放送音が聞こえます。ご自宅が対象区域にあるかは、八幡市防災アプリやハザードマップで事前に確認しましょう。

なお、サイレン音や放送内容は市ホームページから確認できます。

問防災安全課（☎983-3200）

福祉医療

# ８月からの新受給者証を送付

現在交付している老人医療（満65歳～69歳）、ひとり親家庭医療、重度心身障がい者（児）医療の各福祉医療受給者証の有効期限は、令和３年７月31日です。８月以降に医療機関で受診される際は、７月末までに郵送する新しい受給者証を使用してください。重度心身障がい老人健康管理事業のシールも該当する人に郵送します。

なお、令和２年度は所得制限などで福祉医療、重度心身障がい老人健康管理事業に非該当だった人で、令和２年中の所得が減少したなど、令和３年８月以降に新たに該当する場合は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療は、所得制限額（表）および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳しくはお問い合わせください。

▽**申請に必要なもの**

健康保険証、戸籍謄本（ひとり親家庭の場合）、身体障害者手帳または療育手帳（重度障がい者〈児〉、重度心身障がい老人健康管理事業対象者の場合）

## 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■所得制限額

| 区分＼扶養人数 | | ０人 | １人 | ２人 | 以降１人につき |
|---|---|---|---|---|---|
| 老人医療 | | 世帯全員が所得税非課税 | | | |
| ・重度心身障がい者（児）医療<br>・重度心身障がい老人健康管理事業 | 本人 | 3,604千円以下 | 3,984千円以下 | 4,364千円以下 | 380千円加算 |
| | 扶養義務者 | 6,287千円未満 | 6,536千円未満 | 6,749千円未満 | 213千円加算 |
| ひとり親家庭医療 | 本人および同居の扶養義務者 | 2,360千円未満 | 2,740千円未満 | 3,120千円未満 | 380千円加算 |

※上記の額は、令和２年中の所得から本人控除（障害者控除等）や社会保険料等を差し引いた額です。